

御所小いじめ防止基本方針

零石町立御所小学校

I いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

「零石町いじめ防止等のための基本的な方針」を受け、これに沿って本校の具体的な対策を行うものとする。

1 いじめ防止等の対策に関する基本理念

平成25年6月28日に「いじめ防止対策推進法」が公布された。その後、同法の施行（9月28日）に伴い、文部科学省において「いじめ防止等のための基本的な方針」（10月11日）が示された。平成29年3月14日に国の「いじめ防止等のための基本的な方針」の改訂を受け、県の取組状況を踏まえながら「岩手県いじめ防止等のための基本的な方針」を改訂した。

いじめは、全ての児童・生徒に關係する問題である。いじめ防止等の対策は、全ての児童・生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、いじめの問題は学校が一丸となって組織的に取り組むことを第一義とし、家庭、地域、及び関係機関等の協力を得ながら、社会総がかりで対峙することが必要である。そして、いじめの問題の解決には児童・生徒にいじめを絶対に許さないという意識と態度を育てることが大切である。

本校では、学校教育目標に掲げる「明るく思いやりのある子（豊かな心）」を育むことにより、いじめを生まない環境を築くとともに、すべての児童が生き生きとした学校生活を送ることができるような教育活動を推進する。さらに、校長のリーダーシップのもと、全教職員がいじめの問題に対する感性を高め、組織的にいじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組む。

2 いじめの定義

(法第2条)

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

3 いじめの基本認識

- (1) いじめは人権侵害であり、いかなる理由があっても許される行為ではない。
- (2) いじめは人間関係のトラブルがもととなっているため、いじめられた側及びいじめた側の両児童並びにそれを取り巻く集団等に対し、適切な指導と支援が必要である。
- (3) いじめは教師の児童観や指導の在り方が問われる問題である。
- (4) いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。

- (5) いじめは、学校、家庭、地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組む問題である。
- (6) いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触することがある。

4 いじめの態様

<心理的な影響を与えるものとして>

- ・冷やかし、からかい、悪口や脅し文句
- ・仲間はずれ、集団による無視
- ・パソコンや携帯電話等での誹謗中傷

<物理的な影響を与える行為として>

- ・遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする

5 いじめの認知

個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、いじめられたとする児童の立場に立ち、「心身の苦痛を感じているもの」全てをいじめとする。

II いじめの未然防止のための取組

1 認め合う雰囲気のある授業づくり

学校生活の大半は授業時間である。この授業時間が、ひやかしやからかい等でストレスになつたり苦痛を感じたりするものにならないよう、以下に留意した授業づくりに心がける。

- ・すべての児童に発言や活動する機会を与える授業
- ・互いの意見を出し合い、深め合い、認め合う授業
- ・わかる、できる授業（充実感、満足感、達成感）

2 自己有用感を獲得できる諸活動の工夫

運動会や学習発表会等の大きな行事はもとより、社会福祉体験や縦割り班活動等を計画的に配置し、様々な人との絆づくりを進め、自分が他人の役に立っている、他人から認められている等、自己有用感、自尊心を高める活動を工夫する。

- ・学校行事
- ・縦割り班活動（掃除、遠足、集会活動等）
- ・社会福祉体験（うぐいすの郷・日赤鶯鳴荘訪問等）

3 教職員の意識啓発と研修

年度当初に「学校いじめ防止基本方針」の周知を図る。また、日常においては全職員で子ども

を育てるという意識を持ち、担任一人が抱え込むことなく、すぐに相談できる体制や互いをフォローする同僚性を大切にする。全職員で「安心・安全な学校」作りを目指す。

- ・職員室での日常の会話を大切にする。
- ・情報をオープンにし教職員間で常に共有するよう努める。

※担任が日常的に、さらに、全校朝会等で管理職、生徒指導担当の話の中でいじめ問題に触れる等、「いじめは人間として絶対に許されない」という雰囲気を学校全体に醸成する。

いじめ防止・児童理解に関する校内研修を年間2回行い、いじめ対応や児童理解に関する資質向上に努める。

III いじめの早期発見のための取組 ～いじめの兆候を見逃さない・見過ごさない～

1 児童の些細な変化に気づく

休み時間や昼休み、放課後等に児童と対話したり遊んだりしてふれあう中で、児童の表情や様子、言動を観察するよう努める。

- ・始業前に教室に行き、児童の様子（表情、服装、持ち物等）を把握する。
- ・朝の会の健康観察は必ず教師が行い、児童と視線を合わせて、一人一人の名前を呼ぶ
- ・業間、昼休み、放課後等、一日に一度は全児童と対話する。

2 定期的な教育相談の実施

学級担任を中心に「こころのサポート」資料を活用しながら、学期に一度（6月、10月、2月）に児童一人一人との教育相談（面談）を実施する。

3 児童の変化を共有する

定期的に開催する生徒指導委員会の場だけでなく、放課後の職員室や学団での打合せ会等、様々な機会に児童の情報を共有する。（いつ・誰が・どこで・誰と・何をどのようにしていたか）

- ・クラブ、委員会、縦割り班掃除等の様子
- ・養護教諭からの情報
- ・日記や連絡帳から

4 Q-U調査（学級集団に関する調査）の活用

定期的な教育相談やその記録を活用するほか、町で行っているQ-U調査（学級集団に関する調査）を活用し、情報収集に努める。

5 資料の蓄積と活用

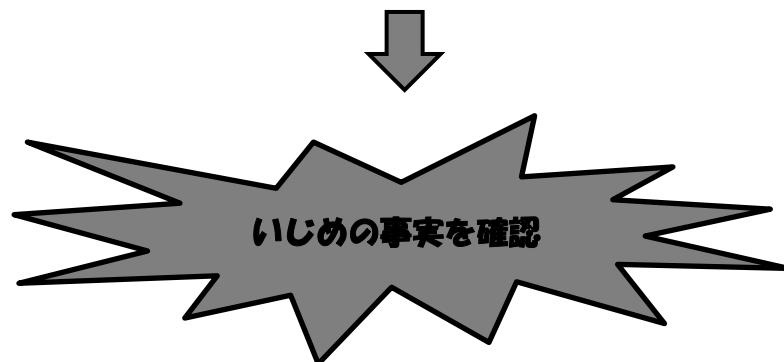
教育相談資料、いじめアンケート、事故報告書、月例報告などの個人の情報を学級ごとに保管し、誰でも個人情報を活用できる状況を整える。

IV いじめの早期発見のための取組 ~発見したいじめへの対処~

1 いじめの発見・通報を受けた際の対処

<いじめ調査の基本的手順>

- ① 情報収集（学級の児童、仲のいい友達、同じ地区の児童等）
- ② 組織的対応（生徒指導委員会で戦略を練り役割分担する）
- ③ 当事者（加害・被害児童）からの事実確認 ※同時に別々の部屋で行う。



1 指導・支援体制の組織

生徒指導委員会

（管理職、生指、養教、担任等）

- ・教育委員会への報・連・相
- ・当事者への指導・支援
- ・保護者との連携
- ・専門機関への相談

※場合によっては警察へ

2 児童への指導・支援

- ・いじめられた児童へ寄り添い支える支援
- ・いじめた児童への指導、支援
- ・いじめを見ていた児童への指導

3 保護者との連携

両方（加害、被害）の家庭訪問を行い、事実関係を伝え、今後の対応について話し合う。

※いじめ相談窓口

- ・町教委…『いじめ相談電話』019-623-7830（なやみゼロ）
- ・『全国共通24時間いじめ相談ダイヤル』0570-078310（なやみ言おう）

2 いじめが起きた集団への対応

- (1) いじめを見ていた児童に対して、自分の問題として捉えさせる。
- (2) 学級で話し合いをするなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、当該集団から根絶しようという態度を行き渡らせる。
- (3) 全ての児童が集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるよう、教職員全員で支援する。
- (4) いじめが解消している状態でも、3か月は経過観察を行い、被害児童本人及び保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうか面談等により確認する。

3 ネットいじめへの対応

- (1) インターネット等を通じて行われるいじめを発見したり、通報を受けたりした場合は、被害の拡大を避けるため、零石町教育委員会と連携し、プロバイダなどに情報の削除を求める。
- (2) 児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがある場合は、直ちに警察に通報し適切な援助を求める。
- (3) インターネットへの利用環境について、家庭の協力を得る。

V 重大事案への対処

1 重大事案とは

(法第28条①)

- (1) いじめにより児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- (2) いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いを認めるとき。

2 重大事案の報告

重大事案が発生した場合は、速やかに零石町教育委員会に報告する。

3 重大事案の調査

調査の際には、適切な専門家を加えるとともに、いじめ事案の関係者と直接の人間関係または利害関係を有しない第三者の参加を測り、調査の公平性・中立性を確保する。

VI 学校評価

いじめの把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、自校の取組を評価する。

○いじめの未然防止にかかる取組に関するこ

○いじめの早期発見にかかる取組に関するこ

※ 評価によって明らかにされた改善点に関しては、毎年度末に見直し、次年度に生かす。

※ 「学校いじめ基本方針」は4月に保護者に配布するとともに、ホームページに掲載する。

<取組の年間計画>

	教職員の動き	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携	
4月	P ↓ D	○「学校いじめ基本方針」の内容の確認と児童理解	○学級開き ○「あいさつ」週間 ○「いじめゼロ宣言」	○いじめ相談窓口の児童への周知	○PTA総会、学級懇談会での「学校いじめ基本方針」の説明
5月		○生徒指導研修会	○「言葉遣い」週間		
6月		○アンケートや教育相談の結果の共有	○情報モラル指導 ○人権の花活動	○児童対象アンケート ○教育相談	○授業参観 ○学校評議員会
7月				○学校生活アンケート	○社会福祉施設訪問 ○保護者面談 ○子ども会活動
8月			○「あいさつ」週間		
9月			○「言葉遣い」週間 ○保健指導（心と体の成長）	○心とからだの健康観察	
10月		○アンケートや教育相談の結果の共有		○児童対象アンケート ○教育相談 ○保護者対象アンケート	
11月	↓ C	○現職研修「児童理解と特別支援研修」			○授業参観 ○三世代交流会
12月			○歳末助け合い募金活動	○学校生活アンケート	○保護者面談 ○子ども会活動
1月	↓ A	○内部評価	○「あいさつ」週間		
2月		○学校関係者評価の結果を検証し、「学校いじめ基本方針」の見直し	○「言葉遣い」週間 ○6年生を送る会	○教育相談（随時）	○授業参観 ○学校評議員会 ○感謝の会
3月	↓ P へ	○次年度の「学校いじめ基本方針」の策定			○子ども会活動
通年		○校内のいじめに関する情報の収集（毎月） ○職員会議での児童の様子についての共有 ○対応策の検討	○学級づくり ○児童会の主体的な取組 ○道徳教育の充実 ○わかる授業の充実 ○集会における校長講話	○健康観察 ○「こころのサポート」資料	・いじめゼロ宣言 ・あいさつ運動 ・ボランティア活動 ・JRC活動